

令和 7 年度長井市猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、猫の適正な管理を推進し市民の良好な生活環境の保持と動物愛護に関する啓発を図るため、猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）費用の一部として補助金を交付することについて、長井市補助金等交付規則（昭和 57 年規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 飼い猫又は市内に生息する飼い主のいない猫に手術を受けさせた者
- (2) 手術の実施にあたっては耳先を V 字にカットし、手術済みであることがわかる身体的識別措置を講じた者

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、不妊手術を実施した猫 1 匹につき 10,000 円、去勢手術を実施した猫 1 匹につき 5,000 円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、令和 7 年度長井市猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書（兼）請求書（様式第 1 号）に当該手術に係る領収書その他関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、飼い猫については 1 世帯につき 1 匹までとする。ただし、飼い主のいない猫の場合又は市長が認める場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を審査し、適当と認めたときは令和 7 年度長井市猫不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書（兼）補助金支払通知書（様式第 2 号）により、申請者に交付決定を通知するとともに補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第 6 条 市長は、交付した補助金について適正を欠くと認めたときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。